

基発0328第29号
健発0328第1号
職発0328第32号
平成31年3月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援の推進に当たっては、平成28年2月に作成した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」や、「働き方改革実行計画(平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定)」に基づき、取組を進めてきたところです。

更に平成30年度においては、平成30年10月5日付け医政発1005第5号・健発1005第3号・基発1005第10号・職発1005第1号・雇均発1005第1号・子発1005第7号・障発1005第1号・老発1005第4号・保発1005第1号・開発1005第1号「治療と仕事の両立支援対策の推進について」(厚生労働省医政局長、健康局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用環境・均等局長、子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、人材開発統括官連名通知)及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)に基づき策定された労働施策基本方針(平成30年12月28日閣議決定)において、企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施することとされたところです。

今般、ガイドライン及び働き方改革実行計画に基づき作成している企業・医療機関連携マニュアルについて、下記のとおり改訂し、事例編等の充実を図っておりますので通知いたします。

つきましては、都道府県におかれましては、ガイドラインの改訂内容を御了知いた



くとともに、都道府県と都道府県労働局、産業保健総合支援センターとの連携や貴管内の市町村、がん等診療連携拠点病院等の医療機関及びその他の関係機関に対するガイドラインの周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県と都道府県労働局との連携については、都道府県労働局宛てにも指示するとともに、ガイドラインについては、経済団体や医療機関団体にも周知等を依頼していることを申し添えます。

記

1 ガイドライン

(1) 改訂内容

- ・ ガイドラインの名称変更
新「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」
旧「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」
- ・ 「治療と仕事の両立に関する支援制度・機関」の更新
- ・ 企業・医療機関連携マニュアルを分冊化

(2) 掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490701.pdf>

2 企業・医療機関連携マニュアル

治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例（ガイドライン「様式例集」）に沿って各様式例の作成のポイントを示すもの。

(1) 改訂内容

- ・ 解説編：(2) 主治医意見書の作成及び(3) 両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成解説ページに、診療報酬に関する記載を追記
- ・ 事例編：脳卒中（4事例）及び肝疾患（3事例）を追加

(2) 掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490886.pdf>

【問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
治療と仕事の両立支援室

電話：03-5253-1111

（内線：5507, 5578）